

伊佐市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 平成26年12月17日(水) 午後1時30分から14時20分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長	21番委員			
会長職務代理者	20番委員			
委 員	1番委員	2番委員	3番委員	4番委員
	5番委員	6番委員	8番委員	9番委員
	10番委員	11番委員	12番委員	13番委員
	14番委員	15番委員	16番委員	17番委員
	18番委員	19番委員		

4. 欠席委員 (0人)

欠席者

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (20番委員) (1番委員)

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長 農地振興係書記

開始時間 午前13時30分

事務局長 只今より、平成26年度第9回農業委員会総会を開催いたします。
姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆さんごくろうさまです。
本日の出席人員は全員の出席で、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
20番委員と1番委員をお願いいたします。
先日農業者年金の推進研修会があったのですが、今年みたいに米の
価格が下がったりしたら、伊佐は特に米地帯でありますので農業者年金
の推進は難しいと思うのですが、資格者には情報を伝えて下さい。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号農地法第18条第6項の
規定による通知と報告2号農業用生産施設届出につきまして報告をお願い
します。

事務局 報告農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告い
たします。
資料の1～7ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が23件、農地法第
3条の解約が1件ありました。
以上、ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。
委員の皆さん質問はありませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定
について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号、経営基盤強化促進法農地利用集積計画に係る意見決定のうち所有権移転分について説明いたします。

8ページをお開きください。

整理番号1番につきまして、譲渡人は、伊佐市大口鳥巢にお住まいのDT氏です。

譲受人は、伊佐市大口鳥巢にお住まいのSK氏で、年齢は26歳、自治会は園田で、経営面積は60,682㎡です。

土地の所在地は、大口鳥巢字瀬戸前、地目は田で、面積は、1,086㎡です。

整理番号2番につきまして、譲渡人は、伊佐市大口鳥巢にお住まいのUZ氏です。

譲受人は、整理番号1番と同じくSK氏です。

土地の所在地は、大口鳥巢字瀬戸前、地目は田で、面積は、539㎡です。

いずれも、あっせん委員としまして、3番委員、2番委員にお願いいたしました。

続きまして、利用権設定につきまして説明いたします。

31-1ページの総括表をお開きください。

期間は3年から10年で、面積は、田、254,669㎡、畑、10,320㎡の合計264,989㎡です。

利用権の設定をする者の数62人、設定を受ける者の数28人です。

土地の明細につきましては、9ページから31ページの整理番号1番から68番のとおりです。

なお、12ページの整理番号15番から、17ページの整理番号25番まで中間管理機構への貸出で、開始は平成27年3月1日から、10年間です。

皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

議長

只今事務局の報告が終わりました。

委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということですので、お諮りいたします。

議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

議 長 整理番号1番について、担当委員の調査報告を求めます。
15番委員。

15番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、去る12日に、譲受人のMMさん立会のもと、現地調査を行いましたので15番が報告いたします。

譲り渡人は、伊佐市菱刈南浦に居住のYYさん、年齢は73歳です。

譲り受人は、伊佐市菱刈川南地に居住のMMさん、自治会は町船津田上で、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字水流前、他1筆で、地目は田、合計面積は5,786㎡で、法律関係は所有権移転売買であります。

申請地の位置は、本城川南線の菱刈改善センターの道路隔てた所で、現況は良く管理された水田であります。

現在の耕作者もMMさんでありまして利用権を解除して今回の所有権移転売買であります。

受け人の経営面積は、50,493㎡で、取得可能面積であります。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議 長 15番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
〔質疑なし〕という声、多数あり。〕

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、15番委員の調査報告のとおり、許可するこ

		とに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。 14番委員。
14番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る12月14日に、申請人SKさん立会のもと、現地調査いたしましたので14番が報告いたします。 譲り渡人KTさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、自治会は町船津田下で、年齢は90歳です。 譲り受人は、伊佐市菱刈川南に居住のSKさん、自治会は町船津田下で、年齢は53歳です。 受け人の経営面積は、5,379㎡で、取得可能面積であります。 農業従事者は2名で、法律関係は所有権移転売買であります。 申請地は、伊佐市菱刈川南字小古川、地目は田、地籍は2,999㎡で、菱刈中学校より南に約1キロ所に位置しています。 通作距離は自宅から約5分位の所にあり、現況は良く管理された田で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終ります。
議	長	14番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号2番について、14番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。

よって整理番号2番は、許可が決定しました。

議長 整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。
11番委員。

11番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、去る12月10日に申請人MAさん立会のもと、現地調査を行いましたので11番が報告いたします。
申請人MAさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、自治会は荒瀬、年齢は72歳です。
渡し人TTさんは、東京都町田市旭町2丁目に居住されております。
申請地は、伊佐市菱刈南浦字川原田の2筆、地目は田、地籍は合計2,710㎡で、もう1筆は畑で、菱刈荒田字曾源寺原、地目は畑、地籍は956㎡、合計3,666㎡で、所有権移転売買であります。
受け人の経営面積は6,178㎡で、取得可能面積であります。
農業従事者は2名で、通作距離は、自宅より2キロ位で、現況は良く管理された農地であります。
経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。
以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終ります。

議長 11番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございませすので、お諮りませす。
整理番号3番について、11番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませす。
（全員挙手）

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、許可が決定ませました。

議長 整理番号4番、5番については相互交換のため関係がございませすので、一括して調査報告を求めませす。

17番委員。

17番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、整理番号の4番と5番について、去る12月10日現地調査をいたしました。

整理番号の4番と5番については所有権交換でありますので一括して17番が報告いたします。

整理番号4番の申請人で譲渡人のHYさんは、伊佐市菱刈下手に居住、自治会は下手浜場、年齢は78歳です。

譲受人YYさんは、伊佐市菱刈下手に居住、自治会は下手浜場、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字松原、地目は田、地積は3,008㎡です。

受け人の経営面積は26,923㎡で取得可能面積であります。

経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。

農業従事者は2名で、譲受人宅から約1キロ位置し現況は良く管理された水田であります。

HYさんのこの土地と、整理番号5番で出てきますYYさんの土地と、所有権移転交換されるものであります。

次に、整理番号5番は、申請人で譲渡人YYさんは、伊佐市菱刈下手に居住、自治会は下手浜場、年齢は74歳です。

譲受人HYさんは、伊佐市菱刈下手に居住、自治会は下手浜場、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字濱之場、地目は畑、地積は543㎡です。

受け人の経営面積は7,266㎡で取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、譲受人宅の前に位置し現況は良く管理された畑であります。

経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。

この交換は田3,008㎡と畑543㎡の所有権移転交換であります。面積がだいぶ違いますが、双方話し合いでなっとく済みです。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので許可相当と思われませんが、皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終わります。

議長

17番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号4番、5番について、17番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号4番、5番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。 16番委員。
16番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番について、去る13日 受人立ち会いのもと現地調査を行ないましたので報告をいたします。 申請人MTさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、自治会は鳥巢下で、年齢は58歳です。 渡人MTさんは、奈良県宇陀市榛原区あかね台2丁目に居住され、年齢は61歳で受人の兄にあたります。 申請地は、伊佐市大口鳥巢字円通寺原、地目は田、地籍は555㎡で、兄からの贈与であります。 受人の経営面積は0㎡となっておりますが、自作地が8,935㎡ありますが、今回利用権設定を合意解約されており今回の申請を合わせると9,490㎡で、取得可能面積であります。 農業従事者は2名で、通作距離は自宅の前で良く管理された水田であります。 兼業農家ではありますが、1年後に退職という事で、農機具等はリース等で対応したいとの事で耕作意欲もありました。 添付書類として全部事項証明書・字図等全て揃っております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。
議	長	16番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。

整理番号6番について、16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、許可が決定しました。

議長 整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めます。
4番委員。

4番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番について、去る12月13日に、現地調査いたしましたので4番が報告いたします。

申請人、OYさんは、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は針牟田で、年齢は40歳です。

渡人、MNさんは、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は後村で、年齢は84歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字天子ノ前、地目は田、地籍は2,902㎡他4筆で田の合計9,923㎡で、所有権移転贈与です。

受け人の経営面積は、179,069㎡で、取得可能面積であり、農業従事者は4名で、通作距離は自宅より約2キロ位で、現況は良く管理された田んぼで、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終りまます。

議長 4番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号7番について、4番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

		よって整理番号7番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号8番について、担当委員の調査報告を求めます。 2番委員。
2番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号8番について、去る12月13日に、現地調査いたしましたので2番が報告いたします。 申請人、MYさんは、伊佐市大口渕辺に居住され、自治会は渕辺で、年齢は68歳です。 渡人、NHさんは、伊佐市大口渕辺に居住され、自治会は渕辺で、年齢は82歳です。 申請人と渡人との関係は親戚関係です。 申請地は、伊佐市大口渕辺字住吉の2筆で、地目は田、地籍は合計1,281で、所有権移転贈与です。 受け人の経営面積は、58,732㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は自宅より南方向に約500m位で、現況は良く管理された農地であります。 経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終りまます。
議	長	2番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということございませんので、お諮りません。 整理番号8番について、2番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めません。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号8番は、許可が決定ません。
議	長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定につい

て、申請件数8件について、8件の許可が決定しました。

議案第3号

議長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

3番委員。

3番委員 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、去る12月12日に、1番委員、2番委員、3番委員3名で、現地調査を行いましたので3番が報告いたします。

申請人はKMさん他4名であります。

KMさん伊佐市大口里に居住され、自治会は上之馬場、年齢は71歳であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口里字新城、地目は畑、地籍は121㎡で、親の宅地に隣接した場所で、良く管理された畑であります。

今回駐車場を建設したいとの事であります。

資金は自己資金であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地は、市役所の南約100m位で、東・南・北側三方宅地で、西側市道で、排水溝もあり周囲に与える影響もないものと思われま

す。添付書類として、全部事項証明書、被害防除に関する計画書及び誓約書、資金証明書、字図等が提出されております。

調査の結果この申請について3名で協議した結果、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議長 3番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。

3番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>12番委員。</p>
12番委員		<p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番について、去る12月12日に、10番委員、11番委員、私12番委員で、申請人KTさん立会のもと、共同調査を行いましたので12番が報告いたします。</p> <p>申請人KTさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は81歳で、自治会は徳边上であります。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市菱刈徳辺字坂中、地目は畑、地籍は1, 473㎡であります。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他農地となっており、転用目的は山林であります。</p> <p>申請地の所在地は、菱刈庁舎より北東に約1キロ位に位置し現地の周りは山林であり周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>現在杉を植えてありましたが、今年の3月に農業振興地域整備計画の除外を行ない、その後杉を植えたそうです。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、字図、被害防除に関する計画書、始末書等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名で協議した結果、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>12番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>12番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しま</p>

		した。
議	長	整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。 17番委員。
17番委員		議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番について、去る12月12日に、申請人MSさんの奥さん立と会いのもと、15番委員、14番委員、17番委員3名で、共同調査を行いましたので17番が報告いたします。 申請人MSさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、自治会は重留西、年齢は73歳で、自動車整備工場を営んでおられます。 申請地の所在地は、伊佐市菱刈市山字薬師原、地目は畑、地籍は1,463㎡で、農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。 申請地の所在地は、上田ブロック工場の東となりに位置しております。 南側は畑、東側は宅地、北側は市道で、西側は上田ブロック工場であり、周囲に与える影響もないものと思われます。 転用目的は、駐車場を建設したいとの事であります。 駐車場は大型トラック5台、普通車30台の計画であります。 添付書類として、全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除に関する計画書及び誓約書、資金証明書、委任状等が提出されております。 調査の結果この申請について3名で協議した結果、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。
議	長	17番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 17番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号3番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しま

した。

議 長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数3件については、意見の決定並びに許可及び諮問3件が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

9番委員。

9 番 委 員 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号1番について、去る12月12日に○司法書士さん、K土地家屋調査士さん立会いのもと、8番委員、20番委員と私9番委員の3人で、共同調査いたしましたので私9番が報告いたします。

譲受け人は、伊佐市大口里にお住まいのAYさん、自治会は高校西であります。

譲渡人は、伊佐市大口里にお住まいのAMさん、自治会は諏訪馬場であり、2人の関係は義理の親子の関係にあります。

本申請は所有権賃借権設定で転用目的は一般住宅建設となっております。

申請地の所在地は、伊佐市大口里字小水流、地目は畑、地積は396㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地は、小水流自治会館と道を挟んで隣になり北側山林で水路、農道、田となっており、周囲に与える影響は無いものと思われま

す。
添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、配置図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、資金証明書、土地改良区の意見書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひし

まして報告を終ります。

議 長 9番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
9番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、9番委員の調査報告のとおり、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請1件のうち、許可及び諮問1件が決定しました。

議 長 その他
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
（「なし」という声、多数あり。）

議 長 その他 事務局お願いします。

事 務 局 月例報告です。
最後のページになります。
12月分の月例報告です。
12日を中心に現地調査をやって頂きました。
本日17日が、第9回目の農業委員会の総会でございます。
19日が、12月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。
1月の行事予定ですが、15日を中心に現地調査をお願いします。
20日が、第10回目の農業委員会の総会・研修会になります。
26日が、1月の定例常任議員会議になります。
以上です。

事 務 局 長 これで、平成26年度第9回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前14時20分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 **会 長**

伊佐市農業委員

20番委員

伊佐市農業委員

1番委員
